

令和8年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月4日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 承認第3号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第4号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第10 議案第23号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第24号 瑞穂市固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議案第25号 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第26号 令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第27号 令和8年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第14までの各事件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件
- 追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について
- 追加日程第7 議案第28号 瑞穂市監査委員の選任について

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克

7番 藤 橋 直 樹
 9番 鳥 居 佳 史
 11番 森 清 一
 13番 今 木 啓一郎
 15番 棚 橋 敏 明
 17番 若 井 千 尋

8番 若 原 達 夫
 10番 関 谷 守 彦
 12番 馬 渕 ひろし
 14番 杉 原 克 巳
 16番 庄 田 昭 人
 18番 若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	政 策 企 画 監	宇 野 真 也
企 画 部 長	矢 野 隆 博	総 務 部 長	石 田 博 文
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	今 木 浩 靖	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治	都 市 整 備 部 調 整 監	江 崎 哲 也
環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明	上 下 水 道 部 長	工 藤 浩 昭
教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏	会 計 管 理 者	林 美 穂

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	島 田 将 志
書 記	松 山 詔 子	書 記	豊 田 敦

開会及び開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） ただいまから令和8年第2回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号12番 馬淵ひろし君と14番 杉原克巳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今木啓一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

9件報告します。

まず7件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり報告します。

1件目は、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、令和7年10月27日から11月28日までの間に瑞穂市体育協会を対象に実施されました。監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、令和8年1月30日に都市開発課を対象に実施され、財務及び事務の執行状況は、おおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査の結果と意見につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和8年2月分が3月25日に、令和8年3月分が4月27日に、令和8年4月分が5月25日に実施され、いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

4件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月23日に東海市議会議長会の第109回定期総会が静岡市で開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告します。

総会では、まず表彰が行われ、市議会議員一般表彰の10年以上の部で今木啓一郎議長及び杉原克巳議員の2名が受賞されました。後ほど表彰状の伝達をさせていただきます。

続く会議では、会務報告の後、令和7年度決算審査などの10議案が審議され、いずれも可決等されました。なお、来年度の開催市は三重県伊勢市に決定しました。

5件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

5月12日に中濃十市議会議長会が各務原市で開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告します。

会議では、会務報告の後、令和7年度会計決算などの3議案が審議され、いずれも可決等されました。役員改選では、会長に美濃加茂市、副会長に各務原市、監事に可児市の各議長が選任されました。なお、今年度の事務局職員研修会は瑞穂市で開催予定です。また、来年度の議長会議の開催市は可児市に決定しました。

6件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

5月27日に全国市議会議長会の第102回定期総会が東京都で開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告します。

総会では、まず表彰が行われ、議員一般表彰の10年以上の部で今木啓一郎議長及び杉原克巳議員の2名が受賞されました。後ほど表彰状の伝達のほうをさせていただきます。

続く会議では、会務報告の後、令和6年度の各会計決算及び令和8年度の各会計予算と各部会及び会長から提出された31議案が審議され、いずれも可決等されました。役員改選では、東海支部の部会長に静岡市が、岐阜県内の役員としては理事に岐阜市が、評議員に大垣市、美濃加茂市、恵那市、土岐市が選任されました。

7件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の報告です。

3月30日に同組合議会の令和8年第1回定例会が開催されました。

今定例会では、令和8年度当初予算の1議案が審議され、可決されました。

同予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,133万6,000円とするもので、前年

度と比べて1,689万3,000円、率にして12.6%の増となるものでした。なお、瑞穂市からの同センター利用者数は、令和8年3月1日現在3人で、前年同期と比べ1人減少しました。

報告は以上でございます。

それではここで、先ほど報告いたしました全国市議会議長会及び東海市議会議長会において表彰された方に表彰状の伝達を行いたいと思います。

なお、両表彰とも受賞者が同一でございますので、全国市議会議長会の方のみの伝達とさせていただきますので、御了承のほうをお願いしたいと思います。

まず、杉原議員への伝達を今木議長から行います。

杉原議員は演壇の前へお願いいたします。

〔14番 杉原克巳君 登壇〕

〔議長 今木啓一郎君 降壇〕

○議長（今木啓一郎君） 表彰状、瑞穂市、杉原克巳殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和8年5月27日、全国市議会議長会会長 丸子善弘。代読でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔14番 杉原克巳君 降壇〕

○議会事務局長（井上克彦君） 続きまして、今木議長への伝達を若原副議長から行います。

〔議長 今木啓一郎君 登壇〕

〔副議長 若原達夫君 登壇〕

○副議長（若原達夫君） 表彰状、瑞穂市、今木啓一郎殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和8年5月27日、全国市議会議長会会長 丸子善弘。

おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔議長 今木啓一郎君 降壇〕

〔副議長 若原達夫君 降壇〕

○議会事務局長（井上克彦君） 以上で表彰伝達を終わります。おめでとうございます。

○議長（今木啓一郎君） 以上、事務局長より報告しました資料については、事務局に保管してありますので御覧いただければと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

まず、4月20日、21日に開催された議会議員特別セミナーについて、宮川頌健君から報告願います。

1 番 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 議席番号1 番、創緑会、宮川頌健です。

それでは、報告させていただきます。

去る4月20日、21日の2日間、全国市町村国際文化研修所において開催されました令和8年度第1回市町村長等・議会議員特別セミナーに参加いたしました。

本議会からは、私のほか広瀬議員、藤橋議員、若園議員が現地にて参加し、また若原議員がオンラインで参加いたしました。

本研修では、自治体経営、観光・地域振興、A I時代の社会の在り方、政治とメディア、世論形成など、これからの地方自治に関わるテーマについて4名の講師より講義を受けました。

まず、鹿児島県日置市長の永山由高氏の講演では、今後の市政運営において、単に人口のボリュームを追い求めるのではなく、地域の人口構造の変化に対応できる仕組みづくりを重視しているという点が大変印象に残りました。現在の状況だけでなく、将来に向けて地域がどのように変化していくのかを常に把握し、その変化に合わせて行政運営を進めていくことの重要性を学びました。また、これからの行政職員には、地域課題を見つけ関係者をつなぎ、新しい取組を形にしていく力、言わばタレント力が問われている点も非常に興味深く感じました。

さらに、人口5万人以下の自治体であってもプロバレーボールチームのホームタウンとしての地域を盛り上げている事例も紹介されました。

S Vリーグへの参入に当たっては5,000席規模のアリーナが必要とされる一方で、その規模の施設をすぐに整備することは難しい状況にありました。しかし、そこで参入を諦めるのではなくメタバース空間の活用を提案するなど、限られた条件の中で新たな可能性を示し、リーグ参戦につなげたという工夫があったことが印象に残りました。

この事例から、人口規模や財政規模だけで自治体の可能性を判断するのではなく、今ある資源や技術を組み合わせ、地域の魅力や課題解決につなげていく発想の重要性を学びました。

次に、元観光庁長官であり大阪観光局理事長を務められた溝畑宏氏からは、「アジアナンバーワンの国際観光文化都市大阪を目指して」というテーマで、観光戦略や地域振興、リーダーシップについての講義を受けました。

講義の中では、地域に住む一人一人が自分の地域に自信や元気、誇りを持つことが地域ブランドの向上や雇用の創出につながるという点が印象に残りました。

また、地域の魅力を国内だけではなく世界へ発信し、外から人、情報、企業、物呼び込む仕組みをつくること、つまりシンク・グローバリー、アクト・ローカリーの視点が重要であると学びました。特に大阪関西万博を起爆剤とし、観光や地域資源をどのように磨き発信し、地

域振興につなげていくのかというお話は、本市における魅力発信や交流人口の拡大を考える上でも大変参考になるものでした。

その中でも、お金を使うのではなく知恵を使い、地域に付加価値をつけるという視点は特に印象的であり、限られた財源の中でも発想と発信力によってまちの価値を高めていくことの重要性を感じました。

また、京都大学人と社会の未来研究院の出口康夫氏からは、A I や新たな技術が進展する時代において、人と社会の関係をどのように捉え直すべきかについての講義を受けました。

技術を単なる効率化の道具として見るだけではなく、人と人とのつながりや社会全体の幸福にどう生かしていくのが重要であると感じました。

最後に、日本大学危機管理学部の西田亮介氏からは、政治とメディア、世論形成、若者との関係性などについて学びました。

情報が多様化する中で、議会や行政がどのように正確で分かりやすい情報発信を行い、市民との信頼関係を築いていくかが今後ますます重要になると感じました。

今回の研修を通じて人口構造の変化を的確に捉えた仕組みづくり、行政職員の発想力や行動力、地域資源の活用、そして限られた条件の中でも知恵を使って地域の価値を高めていく姿勢は、本市の今後のまちづくりにも大きく関わるテーマであると感じました。

今回学んだ内容を今後の議会活動や政策提案に生かし、市民の皆様にとってよりよい瑞穂市づくりにつなげてまいります。

以上、研修報告とします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、5月14日、15日に開催された市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉①について、若井千尋君から報告願います。

17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

今木議長より発言のお許しをいただきましたので、令和8年5月14日、15日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所において開催された市町村議会議員研修、テーマは「社会保障・社会福祉①～地域共生社会の実現に向けて～」に、庄田昭人議員、今木啓一郎議員の3名で参加をいたしました。本日は、参加者を代表して研修内容を御報告いたします。

本研修には、北は北海道、南は沖縄県の全国から109名の議員が参加しており、社会保障・社会福祉分野を取り巻く最新の動向や制度上の課題について学ぶとともに、地域における福祉課題への対応について理解を深める内容となっております。

研修では、地域共生社会の課題と展望、包括的支援体制の整備、さらには重層的支援体制整備事業の今後の在り方などについて学び、講義を受けた後、受講者同士、講師との意見交換会を通じて各自治体が抱える現状や課題を共有し、地域共生社会の実現に向けた視点を養うこと

を目的としておりました。

講師には、同志社大学社会学部教授の永田祐氏、株式会社ビーブリッドシニアコンサルタントの高橋利明氏、身寄りなし問題研究会の代表 須貝秀昭氏、株式会社ニッセイ基礎研究所上席研究員の三原岳氏をお迎えし、それぞれの専門の分野から御講義を賜りました。

研修では、少子高齢化や人口減少、単身高齢者の増加などにより、地域社会における支え合い機能が弱まる中、従来の制度ごとの縦割り型支援だけでは多様化・複雑化する地域課題への対応が難しくなっている現状を示されました。その中で、地域共生社会の実現には、行政だけでなく地域住民、関係団体、民間事業者などの多様な主体が連携し、支える側、支えられる側という関係を超えて互いに支え合う地域づくりを進めていくことの重要性を学びました。

また、高齢者、児童、障害者、生活困窮者など、それぞれの分野において包括的な支援体制は整備されつつありますが、複合的な課題を抱えるケースへの対応として、国は縦割りを越えた包括的支援体制の構築を進めております。その一環として、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に進める重層的支援体制の整備が2019年から推進され、多額の交付金も配付されてきました。しかし近年、その交付金が大幅に削減されていることから、自治体には不安や戸惑いが広がっているとの説明がありました。

さらに、介護現場における人材不足の対応として、ICTやデジタル技術を活用した介護DXの必要性についても学びました。

そんな中で印象的だったのは、生産性向上やDXの推進において進む法人と止まる法人の差は、能力ではなく、最初の一步の踏み出し方であるという指摘でありました。止まる法人は、最初から完璧を求め全体を一気に進めようとする。一方で、進む法人は、小さく部分的にまず60点でも始めてみる。こうした実践的な考え方は、本市の取組においても参考になる内容でありました。

また、成年後見人制度については、障害者権利条約との整合性や制度終了の困難さ、硬直的な運用などが課題として指摘されており、現在、後見、補佐、補助の制度の見直しや補助制度を軸とした再編、法定後見の終了、解任などの在り方が検討されているとの説明がありました。

加えて、福祉サービス利用援助事業の見直しについても議論が進められており、判断能力が不十分な方だけでなく、身寄りのない高齢者等を主な対象者として、金銭管理の福祉サービス利用の手続、定期訪問などの日常生活支援、入退院や入所時の付添い、支払い代行などの支援、葬儀や納骨、各種手続などの死後事務支援といった課題への対応が重要になっているとのことでした。本市を含め自治体にとって体制整備と適切な運用が大きな課題であると感じました。

また、受講者同士の意見交換会では、制度のはざまに置かれている個人や世帯をテーマに4人程度のグループに分かれ、各自治体の現状や対応について活発な意見交換を行いました。

最後に、研修中で正確にお伝えすることはできませんが、次のような心に残る例え話があり

ましたので御紹介をいたします。

ある日、川を見ると子供が流されてきました。人々は必死に助け、助けてよかったと胸をなで下ろしました。しかし、その後も次々と子供が流されてきます。人々は疲労しながらも日々懸命に救助に追われていました。ところが、実際には川の上流で鬼が子供たちを川へ投げ込んでいたのです。

この話は、行政が目目の問題への対応に追われる一方で、問題の根本原因に目を向けなければ本当の解決にはつながらないということを示しております。そして、私たち議員には行政と連携しながら制度や仕組みの課題を見直し、問題の発生源そのものにどう向き合うかを考える、言わば根本解決の役割が求められていると感じました。つまり、起きた問題への対処だけではなく、問題が起きにくい社会をつくる視点が重要であることを改めて認識いたしました。

今回の研修を通じて、地域共生社会の実現には、制度整備だけでなく地域全体で支え合う仕組みづくりが不可欠であることを強く実感いたしました。今後も議員としてしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会基本条例推進特別委員長 森清一君。

○議会基本条例推進特別委員長（森 清一君） 改めまして、おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会の委員長の森清一でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、令和6年6月28日に設置された後、委員会を補完する協議等の場として2つの部会を設置しております。

1つ目は研修部会で、議員研修の充実強化を図ること及び議会基本条例第25条に規定する目的が達成されているかどうか調査・検討することが目的であります。

2つ目は意見交換会部会で、意見交換会の具体的な運営方法等を検討することが目的であります。

昨年の中間報告以降は、令和7年6月23日の第5回委員会から令和8年3月2日の第7回委

員会まで計3回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議、協議された結果の報告や部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議・決定し、各事業を進めてまいりました。

各部会での活動につきましては、この後、各部会長から報告をしていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君）　続きまして、研修部会長　庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君）　議会基本条例推進特別委員会研修部会の部会長　庄田昭人です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会研修部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

現在の研修部会は、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図ること、また同条例の第25条に規定する本条例の目的が達成されているか調査・検討することの2つを目的として令和7年6月27日に設置されました。

研修部会は、議員研修を令和7年8月18日と令和8年2月4日の計2回、また部会を令和7年7月18日、9月24日、12月5日、令和8年1月23日、2月16日、4月14日、5月12日の計7回開催しました。

それでは、まず議員研修会について報告いたします。

令和7年8月18日の議員研修会は15名の議員が参加し、瑞穂市役所穂積庁舎議員会議室において開催しました。講師に坂野都市整備部長、工藤上下水道部長を迎え、「治水事業・河川事業について」と題し、当市の各事業についてそれぞれ説明を受けました。改めて各事業に対する理解を深める研修となりました。

次に、令和8年2月4日の議員研修会は議員全員が参加し、羽島市役所において松井羽島市長による講演を受講しました。テーマは二代表制や政策立案に関するもので、講演の結びに、市長と議会は車の両輪であるから、なれ合いでもなく不毛な対立でもなく建設的な議論が必要であり、市のイメージを高めることが大切であるとお言葉をいただきました。

次に、部会について開催日順に報告いたします。

令和7年7月18日の第1回部会では、まず前部会での取組内容について協議するものとともに、研修部会の設置目的を改めて確認しました。また、今後開催する議員研修会の内容について検討しました。

9月24日、第2回部会では、8月18日に開催した議員研修会の振り返りと次の研修会の内容について検討しました。また、前部会において協議されていた政務活動費や選挙公営の導入等について、引き続き議論を求める意見がありました。

12月5日の第3回部会では、引き続き議員研修会の内容について協議し、先ほど報告しましたが、羽島市長を講師とする二代表制や政策立案についての研修の開催を検討しました。また、政務活動費と選挙公営の導入については、次の部会において協議することとしました。

令和8年1月23日、第4回部会では、2月4日に開催することに決定した羽島市長による議員研修会の日程等について確認しました。また、政務活動費と選挙公営の導入について、資料を作成されたそれぞれの部会員から概要説明を受けました。

2月16日の第5回部会では、さきに開催した羽島市長による議員研修会の振り返りを行い、所感等について部会員から聴取しました。

4月14日の第6回部会では、政務活動費、選挙公営の導入について、それぞれのメリット・デメリットを比較検討しました。部会として政務活動費の導入を検討対象に絞ることとしましたが、部会としての共通認識を図るため、改めて部会を開催することとなりました。

最後に、5月12日の第7回部会では、前回に引き続き政務活動費の導入について協議し、部会としては政務活動費の導入を推進するという事で一致しましたが、導入推進の是非については、今後、議会基本条例推進特別委員会において諮っていただくことと結論いたしました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会研修部会の活動報告を終わります。令和8年6月4日、議会基本条例推進特別委員会研修部会長 庄田昭人。

○議長（今木啓一郎君） 続きまして、意見交換会部会長 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） それでは、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会、部会長の鳥居佳史です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

現在の意見交換会部会は、議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会の具体的な運営方法等を検討することを目的として、令和7年6月27日に設置されました。

それでは、実施した会議等の内容について順に報告いたします。

令和7年9月4日の会議では、意見交換会の対象者とテーマについて協議し、新庁舎をテーマにしてはどうかや、子ども食堂や高齢者カフェを実施している市民と意見交換をしてはどうかなどの意見がありました。

9月16日の会議では、意見交換する対象者を多数決で3つに絞り、詳細やテーマについては次の部会で協議することとなりました。

9月26日の会議では、多数決の結果、対象者は朝日大学の学生と他大学に通う市内在住の学生に決定しました。また、開催時期と開催場所についても協議しました。

その結果、朝日大学に開催時期と開催場所の利用許可等を打診した後、その次の部会を開催することとなりました。

11月5日の会議では、朝日大学から意見交換会の了承を得られたことを私から報告し、その後の大学との調整を踏まえ、意見交換会の開催方法をまとめました。

意見交換会のテーマは「瑞穂市について思うこと」とし、開催時期は令和8年2月2日、会

場はココロかさなるCCNセンター5階の会議室に決定し、12月15日の議会基本条例推進特別委員会にて意見交換会開催を提案することとなりました。

令和8年1月23日の会議では、ワークショップの運営方法や当日の流れ、役割について協議しました。そして、2月2日の意見交換会では、朝日大学の学生と他大学に通う市内在住の学生、計35名に参加をいただき、「瑞穂市について思うこと」をテーマに8グループに分かれて意見交換会を行いました。今回は2部制とし、前半では瑞穂市のプラスとマイナスの意見などを出し合い、後半ではその改善方法を協議し、学生の視点から多くの意見が交わされ、充実した意見交換会となりました。今回導入した2部制もおおむね好評のようでした。

2月16日の会議では、意見交換会を振り返り、大野先生にファシリテーターをしていただいたことがワークショップ全体の活気につながり、スムーズに進められたので、議員でもできればと思う、学生から活発な意見があり学びも多かったなどの意見がありました。また、意見交換会で出た意見について、意見への対応について、提案された要望を市側に伝えるべきではないかとの意見がありました。

開催後においては、議会基本条例推進特別委員会にて意見交換会のまとめを報告すること、議会だよりにより意見交換会の特集ページを作成し、市ホームページにも意見交換会の内容を掲載することとなりました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会の活動報告を終わります。令和8年6月4日、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会部会長 鳥居佳史。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 続いて、議会基本条例推進特別委員長 森清一君。

○議会基本条例推進特別委員長（森 清一君） 議会基本条例推進特別委員会の委員長の森でございます。

ただいま各部会長から報告をいただきましたが、両部会ともその設置目的を達成するために必要となる協議、調整を着実に行っていただきました。その結果、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を行うという当委員会の設置目的も着実に達成できているのではないかと考えております。

なお、各部会につきましては、令和8年6月をもって設置期間が満了しますが、今後も当委員会の取組を推進し、市民の皆様に分かりやすい開かれた議会を目指していきたいと考えております。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。令和8年6月4日、議会基本条例推進特別委員会委員長 森清一。

○議長（今木啓一郎君） これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 5 行政報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第 5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、行政報告 9 件を報告させていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

令和 7 年度の事業報告及び決算並びに令和 8 年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和 7 年度の事業では、公共用地、公用地の取得・処分はありませんでした。また、用地については現在所有しておりません。決算では、当期純損失が 2,657 円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

令和 8 年度では、公共用地、公用地の取得・処分等の事業計画はなく、予算は補助金等の収益、受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

令和 7 年度の事業報告及び決算並びに令和 8 年度の事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和 7 年度の経常収益は 3 億 110 万 2,785 円、経常費用は 2 億 8,685 万 6,195 円、正味財産期末残高は 1 億 532 万 572 円となりました。令和 8 年度は、前年度 604 万 5,000 円増額の 3 億 441 万 5,000 円の事業収益が計上されています。

次に、報告第 3 号専決処分の報告について（損害賠償）。

令和 6 年 9 月 1 日午後 3 時 35 分頃、瑞穂市呂久 619 番 2 地先の市道 9－3 号線にできた穴が原因で、南進中の相手方の自家用車両が当該穴に落ち、車両左側前方のタイヤを損傷した車両損傷事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第 4 号令和 7 年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について報告します。

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、令和 7 年度瑞穂市一般会計継続費に係る歳出予算の経費 2,640 万円を逡次繰越しとして令和 8 年度に繰越ししましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第 5 号令和 7 年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告し

ます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度瑞穂市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費8億5,606万1,000円を令和8年度に繰越ししましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費366万5,000円を令和8年度に繰越しをしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費151万6,000円を令和8年度に繰越ししましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号令和7年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを報告します。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する建設または改良に要する経費26億6,860万6,000円を令和8年度に繰越ししましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第9号債権放棄の報告についてであります。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、私債権のうち時効期間が経過している等徴収できる見込みがない債権について、水道料金105件で35万5,685円、交通安全協力費16件で2万2,400円につき市の債権を放棄しましたので、同条第9条の規定により議会に報告するものであります。

以上、9件の行政報告をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時16分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の議事日程に入る前に一言申し上げます。

私は、このたび一身上の都合により議長の職を辞職することにいたしました。先ほど若原副議長に辞職願を提出しております。

まず、この１年間、議員の皆様をはじめ執行部の皆様、そして議会事務局、監査委員事務局の職員の皆様には、円滑な議会運営に多大なる御理解と御協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

議長就任に当たり、私は議会の公正な運営を基本に、市民との対話と情報発信の充実、議会を支える体制づくり、そして未来を見据えた政策と財政の議論に取り組むことをお約束いたしました。その中で、前任の庄田昭人元議長をはじめ多くの皆様の御協力により、議場のマイクシステムを改修することができました。この６月議会からはインターネット配信の音声により聞き取りやすくなり、発言者や採決結果も分かりやすく表示されるようになりました。また、傍聴規則の見直しも進めていただきました。こうした取組により議会の様子をより身近に感じていただき、子供たちや若い世代の皆さんが市政や議会に関心を持っていただくきっかけになれば大変うれしく思います。

さらに、議会事務局及び監査委員事務局の体制につきましても、要望書提出や議員各位の御尽力もあり、経験者の配置など一定の充実を図ることができました。限られた人員体制の中で懸命に未経験の職務を含め職務を担っていただきました職員の皆様には、改めて深く感謝いたします。

また、下水道整備、新庁舎建設、ＪＲ穂積駅周辺整備など、本市の将来に関する重要な課題についても議会として議論を重ねてまいりました。これらはいずれも今後の瑞穂市にとって重要な課題であり、引き続き丁寧に取り組んでいく必要があると考えております。

この後、選出されます新しい議長の下で新たな議会体制がスタートいたします。瑞穂市、市議会が市民の皆様との対話を大切にしながら、これまで以上に信頼される議会として発展していくことを心より願っております。議長職を務めることができたのも、ひとえに議員各位の御理解と御協力、そして執行部並びに職員の皆様のお支えがあったからこそと思っております。改めて心より感謝申し上げます。

結びに、議員各位並びに執行部職員の皆様のますますの御健勝と御活躍、そして瑞穂市のさらなる発展を心よりお祈り申し上げまして御挨拶といたします。１年間本当にありがとうございました。

お諮りします。ここで、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定しました。

これにより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長 今木啓一郎君 退場〕

〔副議長 若原達夫君 議長席に着席〕

○副議長（若原達夫君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いしたいと思います。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（若原達夫君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。今木啓一郎君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若原達夫君） 異議なしと認めます。したがって、今木啓一郎君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、今木啓一郎君の入場を許可いたします。

〔議長 今木啓一郎君 入場・着席〕

○副議長（若原達夫君） 今木啓一郎君に申し上げます。

今木啓一郎君が議長を辞職することは許可されました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若原達夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことになりました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時43分

○副議長（若原達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（若原達夫君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（若原達夫君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号15番 棚橋敏明君と16番 庄田昭人君を指名します。

投票用紙をこれから配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（若原達夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（若原達夫君） 配付漏れなしと確認いたしました。

これより投票箱を確認いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（若原達夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（若原達夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（若原達夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（若原達夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票17票、無効1票。

有効投票のうち、若井千尋君17票になりました。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、若井千尋君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（若原達夫君） ただいま議長に当選されました若井千尋君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

若井千尋君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

若井千尋君。

〔新議長 若井千尋君 登壇〕

○新議長（若井千尋君） ただいま議長選挙におきまして、皆様から本当にたくさんの御支持を

いただきました若井でございます。

先ほど所信表明でお話ししたとおりでございますし、また鳥居議員からの御質問をいただいたとおりでございますが、先ほどお話ししましたように、まだまだ急なことで意は尽くしておりませんが、いずれにしましても、しっかりと瑞穂市議会においては議論をし尽くす議会を目指し、そして、外というか他団体の皆様には、本当に瑞穂市の市会議員の皆様の誇りを全部背負って、皆さんの代表として恥ずかしくないような議長としての行動に邁進してまいる決意でございますので、力はございませんが、何とぞ皆様の御尽力、お力をお借りいたしまして、活気ある、今まで以上に活気ある瑞穂市議会にしていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

○副議長（若原達夫君） これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

若井千尋議長は議長席に御着席ください。お願いいたします。

〔副議長 若原達夫君 降壇〕

〔新議長 若井千尋君 議長席に着席〕

○議長（若井千尋君） 着座させていただきます。

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時01分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩時間中に若原達夫君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について、若原達夫君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

若原達夫君。

○副議長（若原達夫君） 私は、一身上の都合により副議長の職を辞したいと思いますので、先ほど議長に辞職願を提出いたしました。よろしくお願いします。

また、在任中におきましては、今木議長の下、力不足ではございましたが、皆様の協力者の下、副議長として1年間職務を全うすることができました。改めてこの場をお借りし感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 若原議員、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

お諮りいたします。ここで副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追

加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（若井千尋君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、若原達夫君の退場を求めます。

〔副議長 若原達夫君 退場〕

○議長（若井千尋君） お諮りします。若原達夫君の副議長辞職を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、若原達夫君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、若原達夫君の入場を許可します。

〔副議長 若原達夫君 入場・着席〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君に申し上げます。

若原達夫君の副議長を辞職することは許可されました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（若井千尋君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（若井千尋君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号18番 若園五朗君と1番 宮川頌健君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（若井千尋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（若井千尋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（若井千尋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人のは開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（若井千尋君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票16票、無効投票2票です。

有効投票のうち、藤橋直樹君16票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、藤橋直樹君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若井千尋君） ただいま副議長に当選された藤橋直樹君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

藤橋直樹君は登壇し、御挨拶をお願いします。

〔新副議長 藤橋直樹君 登壇〕

○新副議長（藤橋直樹君） 創緑会、藤橋直樹です。

今回、皆様に御選任を賜り、副議長としての大役を担うことになりました。その責任の重さ

に身の引き締まる思いです。

一言思いを申し上げますと、まずは住民のため市民のために一層身を粉にしながら、二元代表制の下で選ばれた者としてこれまで以上に努めていく覚悟です。そのためには、若井議長をしっかりとお支え申し上げ、円滑な議会運営を行えるよう努力してまいります。

今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げて新任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 藤橋副議長には大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。
議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時38分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は、一身上の都合により議会基本条例推進特別委員を辞任したいので、先ほど特別委員の辞任願を提出いたしました。

お諮りします。ここで、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長 若井千尋君 退場〕

〔副議長 藤橋直樹君 議長席に着席〕

○副議長（藤橋直樹君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件

○副議長（藤橋直樹君） それでは、追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。若井千尋君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤橋直樹君） 異議なしと認めます。したがって、若井千尋君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件が終了しましたので、若井千尋君の入場を許可します。

〔議長 若井千尋君 入場・着席〕

○副議長（藤橋直樹君） 若井千尋君に申し上げます。

若井千尋君が議会基本条例推進特別委員を辞任することは許可されました。

これで私の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございます。

若井千尋議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 藤橋直樹君 降壇〕

〔議長 若井千尋君 議長席に着席〕

○議長（若井千尋君） 現在、議会基本条例推進特別委員に1名の欠員が生じております。

お諮りします。議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について

○議長（若井千尋君） 追加日程第6、議会基本条例推進特別委員の選任についてを議題にします。

議会基本条例推進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって今木啓一郎君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま議会基本条例推進特別委員会の副委員長が欠けています。

これより議会基本条例推進特別委員会の副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会基本条例推進特別委員は議員会議室に御参集ください。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時50分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会基本条例推進特別委員会の副委員長に今木啓一郎君が決定しましたので、御報告申し上げます。

日程第 6 常任委員の選任

○議長（若井千尋君） 日程第 6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1 時44分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、総務委員会に森清一議員、鳥居佳史議員、藤橋直樹議員、庄田昭人議員、関谷英樹議員、横田真澄議員、以上の 6 名でございます。

産業建設委員会でございます。杉原克巳議員、若園五朗議員、若原達夫議員、馬淵ひろし議員、北村彰敏議員、宮川頌健議員、以上の 6 名でございます。

文教厚生委員会。棚橋敏明議員、関谷守彦議員、広瀬守克議員、今木啓一郎議員、今井充子議員、そして私、若井千尋でございます。以上の 6 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名をしたとおり選任することと決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務委員会は正副議長室、産業建設委員会は第 1 議員控室、文教厚生委員会は第 2 議員控室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選をされるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時59分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定をいたしましたので御報告をいたします。

総務委員会委員長 森清一君、副委員長 横田真澄君、産業建設委員会委員長 若園五朗君、副委員長 宮川頌健君、文教厚生委員会委員長 広瀬守克君、副委員長 今井充子君、以上のとおりでございます。

日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（若井千尋君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、庄田昭人議員、馬淵ひろし君、森清一君、関谷守彦君、広瀬守克君、以上の5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会の委員は正副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選をされるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行っていただくこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に庄田昭人君、副委員長に馬淵ひろし君が決定しましたので御報告を申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時32分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認第3号から日程第14 議案第27号までについて（提案説明）

○議長（若井千尋君） 日程第8、承認第3号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第14、議案第27号令和8年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和8年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたと

ころ、議員の皆様にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

定例会開会に当たり、私の所信並びに今回提案する議案について申し述べさせていただきます。

6月に入り、暦の上では梅雨の季節を迎え、当市の花であるアジサイの彩りが美しく映える季節となつてまいります。一方で、県内では早くも真夏日や猛暑日などが記録されるなど、気候変動の影響が強く実感する状況が続いております。市民の皆様におかれましては、熱中症対策をはじめとする健康管理には十分御留意をいただきたいということを存じます。

私は、令和5年6月1日から2期目の市政を担わせていただいております。健やかに安心して暮らせるまちの実現、誇れる安全・機能性の高い快適なまちの実現、子供たちの未来が光り輝くまちの実現、若人や女性が活躍できるまちの実現、水と緑が輝き環境にやさしいまちの実現、市民と行政が拓く協創と連携のまちの実現、持続可能な行政運営を誇るまちの実現、7つの実現を優先政策に掲げ、市政運営を進めているところであります。

現在、世界的な経済情勢の不透明な状況や国内における物価高騰は、国民生活に深刻な影響を与えています。とりわけ中東情勢やイランをめぐる武力衝突など、この国際社会の不安定な動きは原油価格の高騰やエネルギー供給への懸念を招き、日本経済に大きな影響を及ぼしてきました。原油価格の高騰は、電気・ガス料金やガソリン価格の上昇に直結し、物流コストや食料品価格の上昇を通じて国民生活や地域経済に幅広く負担を求めています。

また、市内事業者においては、原材料費や輸送費の高騰、人件費の上昇などにより経営環境の厳しさを増しています。こうした状況は家計の負担増につながり、日々の暮らしの安心を揺るがし、将来への不安を増大させています。さらに、企業活動や生活様式にも大きな変化をもたらし、デジタル化や新しい働き方への対応も進む中、事業者を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。

このような状況下において、政府は5月25日、この夏の電気・ガス料金の支援策を閣議決定いたしました。負担軽減の効果は標準的な家庭で7月から9月の3か月間で約5,000円を見込んでおり、前年度を上回る3兆円強の補正予算案を編成される考えを表明され、期待をしているところです。

私は、市民の皆様や事業者の方々が安心して日々を過ごし、将来に希望を持つことができるよう地域の特性を生かした取組を進めていく必要があると考えております。また、少子高齢化という構造的な課題が本市においても2040年頃からさらに進行すると予測されております。急速に進む高齢化は社会保障費の増大につながるとともに、医療・介護保険制度や年金制度そのものに影響を及ぼし、生産年齢人口の減少は労働力不足による地域経済の活力低下にもつながっています。だからこそ、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らし続けられる瑞穂市でなければなりません。

基礎自治体の役割には、その地域特性に基づく独自の施策を展開するだけでなく、国や県との方向性を共有しながら取り組むことで広域的な相乗効果や財源にもつながります。そのため、国が進める地域未来交付金やデジタル化、防災・減災対策などにも歩調を合わせて地域課題の解決に取り組んでまいります。さらに、将来世代にも責任を果たせる持続可能なまちづくりを実現するためには、限られた財源を最大限効果的に活用し、各事業の優先順位を明確にしながら短期的効果と中長期的効果の両面を見据えた施策展開を進めていく必要があります。市民の安全・安心に直結する分野をしっかりと支えるとともに、地域経済の成長や活力向上につながる投資も継続し、瑞穂市全体の持続的な発展を目指してまいります。

瑞穂市では、新たなまちづくりの指針となる瑞穂市第3次総合計画を本年度よりスタートいたしました。「こどもが輝き誰もが笑顔あふれる安心で住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」を将来像として掲げ、この実現に向け、市民の皆様の幸福感、満足度の向上、いわゆるウェルビーイングの向上を市政運営の中心に位置づけ、中でも子供、住みやすさ、都市基盤の3つの分野に重点を置いた施策を展開してまいります。

第3次総合計画のスタートに当たり、市長就任以来目指してきた方向性をさらに発展させ、安心と健康を市民に届け続けるために、住みやすさの分野については、まず物価高から市民生活を守ることを基本姿勢とし、市政運営を推し進めてまいります。そして、将来にわたり誰もが希望を持って暮らせるまち、瑞穂市はやっぱり暮らしやすいねと自然に口にしていただける瑞穂市にしていきたいと考えています。

なお、このたびの本市の物価高騰対策である瑞穂市かきりん振興券につきましては、当初4月末までの配付完了を予定しておりましたが、お届けに遅れが生じてしまいました。心待ちにされておられた市民の皆様には御迷惑と御心配をおかけしましたことを、この場をお借りしておわびを申し上げます。

子供の分野については、市内の子供たちを危険から守る「動く子ども110番！」事業や瑞穂市型熱中症対策として登下校時におけるみずほバスの活用、校内へのウオータークーラーの設置、小学校体育館への空調設備の整備、さらには寄附金を活用した日傘・帽子の配備などを進めてまいります。

都市基盤の分野については、近年、猛暑や集中豪雨など自然災害リスクへの備えが重要性を増していることに踏まえ、市民の皆様の安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、国土強靱化に引き続き取り組むとともに、トイレカーや給水車の配備、避難所受付システムといった防災・減災対策も進めてまいります。6月14日には市の水防団による水防訓練を実施し、これからの出水期に備えてまいりますので、議員の皆様にも御参観をよろしくお願いいたします。

令和8年度当初予算につきましては、市民の皆様には御理解を深めていただくために、4月19日には巢南公民館、21日には市民センターにおいて予算説明会を開催し、貴重な御意見を多数

頂戴することができました。改めて感謝を申し上げます。

また、当日の説明内容につきましては、ユーチューブで瑞穂市の公式チャンネルで御覧いただけますので、当日御都合が悪くお越しいただけなかった市民の方には、ぜひとも視聴いただきますようお願いをいたします。

地球温暖化計画に基づく取組として、「SDGs・カーボンニュートラル×子どもと未来の瑞穂環境フェア」として「みずほ環境フェア2026」を6月7日に市民センターにおいて初めて開催します。様々なワークショップや展示、岐阜協立大学の森誠一教授をお招きし、市の魚「ハリヨ」と環境問題について御講演をいただきます。

また、屋外ではキッチンカーの出展やペイントパッカー車の展示もあり、環境問題について楽しみながら学べるイベントとなっております。市内の保育所・幼稚園、小・中学校をはじめ広く市民の皆さんに周知をしております。議員の皆様にもぜひともお越しいただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、市行政と一丸となって、これからの瑞穂市の発展を見据えた多角的な視点と建設的な見地から御意見、御提案を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程いたします議案は、専決処分の承認を求める案件が2件、人事案件が2件、補正予算に関する案件3件の合計7件であります。

それでは、順次提出議案の概要を御説明申し上げます。

まず、承認第3号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第23号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

瑞穂市教育委員会の委員 伊藤清美氏の任期が令和8年7月4日に満了となることから、引き続き伊藤清美氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第24号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員 佐藤雅人氏が令和8年4月1日の瑞穂市役所の人事異動によって税務課長の職を離れたことから、新たに坂上隆志氏を固定資産評価員として選任したいので、地方税法

第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第25号令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3億885万1,000円を追加し、総額243億5,885万1,000円とし、3件の地方債の補正をするものであります。

歳出の主なものは、民生費として、本田小学校区放課後児童クラブ施設建設工事に2億6,471万5,000円、その工事監理業務委託に583万円計上しました。

土木費として、道路新設改良事業費の測量調査設計委託料に990万円計上しました。

歳入の主なものは、国庫補助金として、子ども・子育て支援施設整備交付金1億2,716万8,000円、県補助金として、学校給食県産農産物導入促進支援事業県補助金575万4,000円、繰入金として財政調整基金繰入金2,443万8,000円、公共施設整備基金繰入金1億3,000万円、市債として保育施設整備事業1,240万円、総合センター施設整備事業に3,750万円計上しました。

次に、議案第26号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万7,000円を追加し、総額46億9,525万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、制度改正システム改修委託料に34万7,000円計上しました。

歳入の主なものは、事務費繰入金34万7,000円計上しました。

最後に、議案第27号令和8年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、1件の債務負担行為を追加するものであります。

以上、7件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時11分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第3号、承認第4号、議案第23号及び議案第24号の4議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第3号、承認第4号、議案第23号及び議案第24号の4議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

承認第3号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） これより、承認第3号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、電子採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（若井千尋君） 採決を確定します。

賛成全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

承認第4号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） これより、承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 10番 関谷守彦議員。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可を得ましたので、承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例についての専決処分について質問をさせていただきます。

今回、この専決処分で出された国保税条例の改正というのは国保税の課税上限額、これを改正するということ、そして国保税減額基準額の改定と、大きく言うところの2つがあるということとでありますけれども、この条例の改正案について2つ質問をさせていただきたいと思います。

まずお尋ねしたいのは、この課税の上限額ですね、これに実際該当する世帯はどの程度あるのかということとあります。そして、この基礎課税額、あるいは後期高齢者支援等課税額などの上限に該当する世帯のこの所得額ですね、これは大体どの程度のものになるのかについてお尋ねをしたいと思います。そして、該当する世帯数はどれだけかということについても併せてお答え願えればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 市民部長兼巢南庁舎管理部長 今木浩靖君。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（今木浩靖君） では、よろしくお願いいたします。

今の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

賦課限度額に該当する世帯の数と、それから所得はどのくらいでしょうかというような御質問でした。

市のほうで一応試算として持っておりますのが、単身世帯の方で40から65の世帯で、およそ所得で840から850万辺りが限度額の限界の限度のところかなというふうには想定をしております。

あと該当する世帯数ですが、昨年度を参考に見てみますと、医療給付分で87世帯、後期高齢者支援分で76世帯、それから介護納付金のほうで79世帯ほどとなりまして、約80世帯が賦課限度額に該当する世帯というふうに考えております。以上になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

この限度額なんですけれども、過去からちょっと調べてみますと、平成20年度では医療給付分、介護給付分、そして後期医療支給分の合わせると68万というのが平成20年、ところが、それ以降、ほぼ毎年この基準額というのが引き上げられてきておりまして、昨年度においてはこの3つを合わせたものが68万から109万円までに上がっていると思います。この17年間で上昇した額は42万円、およそ60%引き上げられたということになります。

ところが国保加入者1世帯当たりの課税所得額というのを、これは資料で出ているわけなんですけれども、これを見ますと平成27年度では116万円だったという数字が出ております。国保の報告書みたいなもので出ておりますけれども、それが令和6年度では107万円、およそ9万ぐらいい下がっているという数字も出てきております。つまり、国保に加入がされている方の全体の給与所得水準、これがやっぱり少しずつ下がっている実態があると思います。

そこで、2つ目の質問なんですけれども、そもそもこの国民健康保険税に今回のような課税上限額ですね、そういったものが定められている理由というか、そういったことについて教えていただければと思います。

○議長（若井千尋君） 今木市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（今木浩靖君） では、ただいまの質問のほうにお答えをさせていただきます。と思っています。

国民健康保険税に賦課限度額が設けられている理由ということによろしかったでしょうか。

国民健康保険税の保険負担というのは、負担能力に応じた公平なものであります。納めた保険税の多いとか少ないに関わらず誰もが同じ給付を受けます。そのため、保険税は負担能力があるからといって無制限に賦課するのではなく、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

国民健康保険の賦課限度額の目的としては3つほどあると考えております。一つが所得や資産に基づいて算定されますけれども、高所得者の方に対する税負担が過度に重くなり過ぎることを防ぐということで賦課限度額が設けられています。これによって税負担の急激な増加を抑えて公平な負担のほうを目指しております。

それからもう一つに保険料負担の適切な上限設定ということで、保険料が無限に増加すると加入者の生活が困難になるおそれがあります。賦課限度額によって最大負担額が設定され、加入者が過度な負担を負わないように配慮をされております。

最後、3つ目に保険制度の持続可能性の維持というのがあります。一定の限度を設けることで高額所得者が加入を継続しやすくなり、加入者数及び保険料収入の安定化に寄与します。結果として、国民健康保険制度全体の財政基盤の安定につながるということを考えております。

このように、賦課限度額は加入者の過度な経済的負担とならないようにしつつ、公平かつ持続可能な保険制度に運用していくために不可欠な制度設計となっていると考えております。以上になります。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では私のほうから、承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例についての専決処分についての反対討論を行わせていただきます。

私も議員になって今、6年、7年目に入っているところでありますけれども、最初の1期目については、この議案については特に疑問もあまり感じずに賛成をしてきました。しかし、2期目に入りまして、ここら辺についてもう少しきちんと考えたほうがいいなという思いがありまして、2期目には反対をさせていただいております。思いは、単純に収入の多い人の負担額を所得に応じて負担する意味から、課税負担額の引上げはそれなりの合理性があるのではないかというふうに考えておりました。しかし、ここでいろいろ考えていますと幾つか問題点があるのではないかというふうに考えております。

まず国保税の課税対象ですね、これが協会けんぽとか共済とか、いわゆる社会保険と言われるものとは違まして、社会保険の場合は給料だけを対象にしているという状況があると思います。ところが国保の場合について、その国保税を算定する場合には、いわゆる給料とか、働いていても給料だけではなくて、そのほかのいわゆる収入、所得ですね、一時所得も含めて合算したものを基にして課税されているという、そういった国保ならではの特征があると思っております。そして、国保税の上限額については、先ほど今木部長のほうから過度な負担を避けるということも含めて3つほど提起がされたところであります。

その中で私が思うのは、ちょっと先ほどの構造の問題もあるんですけれども、例えば自分の土地を売った場合の収入、いわゆる一時所得ですね、そういったものがぼんと増えてしまう、そういった現状があり、よくそれは後で1年後に、税金も市民税もそうですけれども、この国保税も大幅に増えてしまうという、そんな嘆きの声も聞くわけですけれども、これをそういった一時所得の変動に対応するため、それこそ過度な負担にならないように収めるという意味でこういった仕組みも取られているのではないかと、そんなふうに考えるところを言います。もちろん、これは根本的な問題としては国保税が高過ぎるということが問題だと思います。

先ほどの限度額に該当する世帯の所得というのは840万から50万ぐらいだと、そういう説明はありましたけれども、この場合、この世帯の国保の課税、全部上限額に到達するというふうに考えますと113万円が、それ以上にならないけれども113万になるという現状ですね。八百数十万、収入を入れて九百何十万というところだと思いますけれども、その中から113万円、もちろん65歳以上であれば介護の納付金、これは外されますので96万ということになりますけれども、どちらにしても相当の額を負担しなければいけないというところになります。

ちょっとここら辺で、非常にちょっと比較して恐縮なんですけれども、例えば市の特別職の方ですね、ちょっとこれはもう公表されておりますのでいいと思いますけれども、市長さんですと大体年間で1,500万円弱ぐらいの給料になるのかなあと、今回の補正予算の数字出ておりますけれども、それも含めて考えますと、そんな数字かなと思っております。もちろん、この健康保険については共済組合ですね、こちらのほうの加入になりますので、この共済組合の健

康保険に該当する短期給付に係る市長本人の負担額は、私試算させていただきましたけれども、おおむね77万程度になるのではないかと。ちょっと細かいことありますのであれですけれども、ということです。

つまり、国保の加入者は市長の6割程度の収入だったとしても、はるかに高い負担を強いられている現状もあるということになります。それをさらに上げていく。確かに金額的には1万円アップということでもありますけれども、これは結局、毎年毎年いろんな形で上がっていくということや、その負担がもともと高い国保税がさらに負担が増えていくということになってくるとのではないかと、そんなふうに考えております。もちろん、この問題を解決するには国保の加入者の負担増加ということだけで実際に賄えるものではないと思っております。

一番問題なのは、国庫負担分が長い年月の中に、当初たしか45%ぐらいだったと思いますけれども、それが順次下げられてきていると。そのことと、社会保険のほうは加入者の負担の半分は事業主が負担をするということになっております。そういった意味も含めるならば、この国保の加入者の半分について、せめて国が責任を持っていく、そういったことがあっていいのではないかと、そんなふうなことも考えるところであります。

そういった意味で、この間何回も取り上げてきておりますけれども、全国の知事会、あるいは市長会、こういったところも国のお金を1兆円はせめて投入しないと国保自体がやっていけないんだということの訴えがされているところであります。何と云っても、ここら辺の国保の構造的な問題を解決するということは根本的な改善しかないと思います。ただ、そうだとしなくても市としても少しでも加入者の負担を減らすために法定繰入れ、こういったことも検討するということも含めて考えていく必要があるのではないかとということで、今回の上限の引上げ、このことについて反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、無会派、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、賛成の立場から討論いたします。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。今回の改正では、基礎課税額の限度額が66万円から67万円引き上げられます。先ほど関谷守彦議員が述べられたように、この点のみを捉えれば負担増となる世帯があることは事実であり、国民健康保険税の負担軽減を求める意見があることも十分に理解するところであります。しかしながら、その対象は上限額に達する一定以上の所得がある世帯であり、全ての加入者の負担が増えるものではありません。

一方で、本件には低所得世帯への配慮として、５割軽減及び２割軽減の判定所得基準の引上げが盛り込まれております。物価上昇が続く中、これまで軽減対象とならなかった世帯の一部が新たに軽減措置を受けられることとなります。

また、新たに設けられる子ども・子育て支援納付金課税額についても18歳未満の被保険者に係る均等割額は全額減額されることとなっており、子育て世帯への配慮が図られております。

したがって、今回の改正は単なる負担増ではなく、高所得世帯には一定の負担をお願いしながら低所得世帯への軽減拡大や子育て世帯への配慮を併せて行うものであり、制度全体として負担能力に応じた公平性を図る内容であると考えます。

また、本改正は国の法令改正に伴うものであり、令和８年４月１日の施行に対応するための専決処分は地方自治法の規定に基づく適切な対応であったと考えます。

以上の理由により、本件を承認することに賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第４号を採決します。

承認第４号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（若井千尋君） 採決を確定します。

賛成多数です。したがって、承認第４号は承認されました。

議案第23号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） これより、議案第23号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

議案第23号瑞穂市教育委員会の委員の任命について、原案のとおり任命することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（若井千尋君） 採決を確定します。

賛成全員です。したがって、議案第23号は同意することに決定いたしました。

議案第24号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） これより、議案第24号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号瑞穂市固定資産評価員の選任について、原案のとおり選任することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（若井千尋君） 採決を確定します。

賛成全員です。したがって、議案第24号は同意することに決定いたしました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時35分

再開 午後 3 時40分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第28号瑞穂市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。議案第28号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として

審議することにはしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として審議することに決定をいたしました。

追加日程第7 議案第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 追加日程第7、議案第28号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案について御説明をさせていただきます。

議案第28号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任する監査委員につき、新たに今木啓一郎氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（若井千尋君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをします。議案第28号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第28号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、今木啓一郎君の退場を求めます。

〔13番 今木啓一郎君 退場〕

○議長（若井千尋君） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

議案第28号瑞穂市監査委員の選任について、原案のとおり選任することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（若井千尋君） 採決を確定します。

賛成全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

今木啓一郎君の入場を許します。

〔13番 今木啓一郎君 入場・着席〕

○議長（若井千尋君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時44分

